



## 突然の災害に負けない 社内の体制整備

### 最終回「火災からの企業防衛」

日本では、消防法において規模・用途に応じ、「消防計画」の策定が義務付けられている。一般的に企業においては、ほとんどの拠点・施設で、この消防計画策定が必要となっている。消防計画とは、防火管理者が管理権原者の指示を受けて作成する防火管理に関する基本計画書のことで、防火管理業務が計画的（組織的）に、適正かつ効果的に行われるための基本的な方針を定めたものである。なお、消防計画には以下の事項を盛り込む必要がある。

- ① 自衛消防の組織に関すること。
- ② 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- ③ 消防用設備等の点検および整備に関すること。
- ④ 避難通路・避難口・安全区画・排煙または防煙区画その他の避難施設の維持管理およびその案内に関すること。
- ⑤ 防火壁・内装その他防災上の構造の維持管理に関すること。
- ⑥ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- ⑦ 防災上必要な教育に関すること。
- ⑧ 消火・通報および避難訓練の実施に関すること（特定防火対象物にあっては、避難訓練および消火訓練を年2回以上実施しなければならない。また、あらかじめ消防機関に通報しなければならない）。
- ⑨ 火災・地震その他の災害が発生した場合における消火活動・通報連絡および避難誘導に関すること。
- ⑩ 防火管理について消防機関との連絡に関すること。
- ⑪ 新築・改築・移転・修繕または模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者、またはその補助者の立会い、その他火気の使用または取扱いの監督に関すること。
- ⑫ 全各号に掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関して必要な事項。

前記の消防計画における必要事項は、言い換えれば、企業が防火対策として実施しなくてはならない点を明示していると言える。当然、企業は火災の危険性を認識しており、消防計画を策定し、防災訓練等を定期的実施している。しかしながら、連載第1回「地震から本社機能を守る」でも述べた通り、昨今の日本においては、企業活動の集約化やサプライチェーンの緻密化によって連鎖的影響が広がることで、火災による影響が自社に止まらず、産業界全体に影響を与える例も増加している。

2003年9月に発生した化学メーカー工場の火災では、当該工場が全焼し、約2週間後に一部生産を再開したものの、全面復旧には約10カ月を要した。また、この火災では、有毒ガス発生の恐れがあるとして地域住民5,032人に対し、避難指示が出されたことから、総務省消防庁は、「避難指示の対象者が5,000人を超え、社会的影響が極めて大きい」と判断し、改正消防法<sup>(1)</sup>を初適用して原因調査のため、独立行政法人・消防研究所の職員2人と同庁の職員1人を現地に派遣した。

この火災では、同社の売上にも多大な影響を与えたが、同社取引先にも影響が及んでおり、企業を取り巻くリスクのなかで、火災は依然として大きな脅威であることがうかがわれる。以下は、火災から企業活動・機能をどのように守るかにまつたものである。

注：<sup>(1)</sup>2001年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビルの火災を踏まえて2002年4月に消防法の一部が改正された。

主な改正点は、①違反是正の徹底 [立入検査の制限の見直し、措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化、措置命令等を発した場合の公示義務付け等] ②防火管理の徹底 [新しく防火対象物定期点検報告制度が施行され、法令を遵守している防火対象物に対する点検報告義務の免除や、点検済表示、認定表示等が導入された。] ③避難・安全基準の強化 [避難上必要な施設等の管理が義務付けられた。] ④違反に対する罰則についても、個人だけでなく法人も対象とすることとなり、最高で1億円以下の罰金となった。

## 1. リスクとしての火災の特徴

企業リスクとしての火災の特徴としては、下記の点を挙げる事が出来る。

- ①自然災害同様に被害の範囲が広範囲であるという点が最も特徴的である。例えば、人的被害の他、物的損害では、火災による焼損害だけでなく、煙や臭気等による損害や消火活動にともなう消火薬剤による水濡れ・汚れといった二次的な損害が、出火場所以外でも発生する。さらに、火災による操業中断、環境破壊、信用失墜等での機会損失や予想利益の減少等、火災リスクが企業経営を揺るがす被害をもたらす可能性がある。
- ②自然災害の発生は、未然に発生自体を抑制することは出来ないが、火災については、対策を講じることで、発生頻度や損害の大きさのある程度抑制することが可能である。
- ③火災が発生し、工場の操業が停止した場合、自社の被害の他、取引先への影響が多大である。また、自然災害とは違い、取引先への供給停止により、その責任を強く追及される可能性が高いことも火災の特徴であると言える。

前記のようなことから、火災は企業経営に多大な影響を与えることに留意する必要がある。そのため、企業としての防火対策は、自然災害以上に対策を講じることが社会的責任であることに留意する必要があると言える。

## 2. 防火対策の要諦

弊社では、火災・爆発リスクの基本的な考え方を「MCOPE (エムコープ)」という略字で示している。これは、火災リスクを回避し、損失を軽減するために考慮すべき下記のような5つの要素の頭文字をとったものである。

「MCOPE (エムコープ)」を一軒の家に例えると、下図のように表すことができる。この図の、**M** は家の土台部分に相当し、「MCOPE (エムコープ)」の根幹をなす最も重要な役割を担っており、経営者や管理者は、防火管理についての方針や目標をトップマネジメントとして関係者に示すことが重要である。特に、不特定多数の人々が入り出りする特定防火対象物については、共同防火管理協議会を設置し、ビルの権原者（管理者・責任者）とテナントの権原者（管理者・責任者）が一体となって防火管理に取り組むことが重要である。

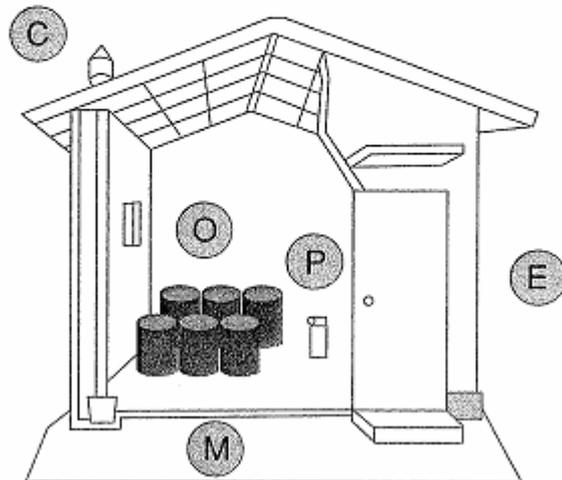
**C** は、建物の柱、床、梁、壁、屋根等の耐火性能を示すものであるが、延焼防止や避難を容易にするために設けられる防火戸・防火シャッターならびに排煙設備等の維持管理も重要である。

**O** は、建物の用途や業務内容、設備の状況、原材料や製品等の保管状況であるが、危険物・可燃物の貯蔵・取扱方法および遮断装置・安全装置等の有無などがポイントとなる。

**P** は、消防用設備等の設置ならびに維持管理の状況等と消防署までの距離であるが、消防通報の体制・方法等がポイントとなる。

**E** は、類焼あるいは放火等によって発生する他責による火災で、類焼等については、隣接する建物との距離や外壁の構造等が影響する。放火については、5年連続して出火原因の1位を占めており、監視カメラによる不審者の監視や可燃物の除去等が重要である。

- ・ Management : 防火管理
- ・ Construction : 建物構造
- ・ Occupancy : 用途／工程
- ・ Protection : 消防用設備
- ・ Exposure : 類焼危険／放火等



### 3. 企業として防火対策

企業における防火対策としては、下記のような措置を講ずる必要がある。なお、下記は工場を例にとりて記載している。

#### (1) 発火源の特定

工場内の発火源について、その着火性・延焼物の有無等について、保管している薬品・製品、設備・機械・装置等について、詳細に検討することが不可欠である。また、喫煙場所の防火対策等、人為的な問題に起因する火災についても詳細に検討する必要がある。

#### (2) 機械・設備における火災危険度の把握

工場内にある機械・設備における火災危険度については、次のような分類をし、把握することが肝要である。

##### (A) 火花・静電気に注意を要する機械・設備

- ・ グラインダー
- ・ 粉碎機
- ・ 製綿機
- ・ 放電加工機 等

##### (B) 摩擦熱に注意を要する機械・設備

- ・ 旋盤
- ・ 印刷機
- ・ 織物機械 等

##### (C) その他の機械・設備

- ・ 混合機／調合機
- ・ 焼入設備
- ・ ボイラ
- ・ 自動半田付装置

- ・タービン軸受                      ・圧延機
  - ・塗装ブース                      ・変電設備        等
- (D) 人為的な火災危険
- ・たばこ
  - ・ライター                      等

### (3) 被害想定の実施

第1回「地震から本社機能を守る」でも述べている通り、火災による被害想定が不可欠である。特に、多様な発火源を持つ薬品・設備・機械・装置等がある場合には、これらが設置されている場所で火災が発生した場合に、どの程度延焼するか等について検討し、人的・物的・経営面について、詳細な被害想定を行うことが重要である。

### (4) 防火対策の実施

#### (A) 社内体制の整備

社内における組織横断的な防火対策の推進体制（防災委員会等）や火災発生時の対策本部体制・自衛消防隊の組織等について体制整備することが必要である。

#### (B) 計画・マニュアルの策定

防火対策全般についてまとめた消防計画・マニュアルの策定が不可欠である。当然ながら、ほとんどの企業の拠点・施設では消防計画が策定されているが、機能的な消防計画にするために、内容の見直し等が必要な場合もある。

#### (C) 火災発生時の体制整備

火災が発生した場合における消火活動・通報連絡・避難誘導等について、消防計画・マニュアル等に明記し、社内に周知徹底することが重要である。

#### (D) 火災発生の防止体制の整備

近年における火災原因としては、内部からの失火もさることながら、放火による火災が非常に多い。そのため、施設における警備体制の拡充も火災発生の抑止において実効性がある。また、たばこの不始末等による失火も多いことから、工場内の喫煙場所の設定や敷地内禁煙の措置を講じることが重要である。また、工場内へのライター等の発火器具の持込みを禁止にすることも効果的である。

#### (E) 火災の早期発見・初期消火体制の整備

火災の早期発見は、防火対策の中心とも言える。例えば、自動火災報知設備、非常警報設備、屋内消火栓設備、避難器具設備、泡消火設備、防火シャッター等は、大規模施設では、不可欠の設備となる。また、スプリンクラー等の消火設備については、一定規模以上の工場には設置が義務付けられているが、工場内の火災危険度が高いと思われる場合には、これら消火設備の設置を検討することも必要である。

#### (F) 点検・検査体制

防火対象物についての火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検および整備を実施する体制の整備が不可欠である。

#### (G) 避難体制・延焼防止に関する対策の実施

避難通路・避難口・安全区画・排煙・防煙区画、その他避難施設の設置、案内および維持管理に関する対策の実施が必要となる。また、防火壁・内装、その他防災上の構造に関する防火対策の実施、維持管理に関し、実施体制を整備することも重要である。さらに、施設における定員の遵守、その他収容人員の適正化に関して徹底する体制の整備も必要となる。

#### (H) 教育・訓練の充実

社員の防火意識の周知徹底のため、防災上必要な教育を行うことが不可欠である。また、消火・通報および避難訓練を定期的実施することが必要である。特に、これらの訓練を通じ、問題点・改善点を明確化し、継続的改善を図ることが何よりも重要であると言える。

#### 4. まとめ

これまで、4回にわたり災害からの企業防衛について、記載してきた。これまで、何度か言及している通り、昨今の日本においては、企業活動の集約化やサプライチェーンの緻密化による連鎖的影響の広がりにより、災害による影響は自社に止まらず、産業界全体に影響を与える例が増加している。

また、近年における企業の社会的責任への関心の盛り上がりを受け、企業がよき「企業市民」として活動することが、強く求められており、その意味では災害対策を含むリスクマネジメント体制構築が企業活動に不可欠となっていることを十分に理解する必要があると言える。企業におけるリスクマネジメント体制構築においては、社員各々がリスクに対する感性を高め、認識を深めることが、最終的な目的・ゴールとなる。そのため、多大な時間と労力を要する活動となるが、企業としては、継続的に活動をしていくことが何よりも重要であると肝に銘じることが不可欠である。

これまで4回にわたり、災害からの企業防衛について記載してきたが、これらが貴社のリスクマネジメント体制構築の一助となれば幸甚である。

以上

(本稿は、『ビジネス法務 2005年7月号』(株式会社 中央経済社)に掲載されたものを同社の許可をもって転載したものです。)

(第77号 2005年12月発行)